各位

厚生労働省告示に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は下記の通りです。

令和8年 6月 1日現在

病院管理者　橘 正人

１．入院基本料に関する事項

① 急性期一般入院料5（急性期看護補助体制加算 25対1：看護補助者5割以上）
（夜間急性期看護補助体制加算50対1）

入院患者数50人の一般病棟（２Ｆ）で、上記入院料（10対1）及び加算を算定しています。
当病棟（２Ｆ）では、1日15人以上の看護職員及び1日6人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯別の配置は次のとおりです。

＊朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
＊夕方16時30分～深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。
＊深夜0時～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

＊朝8時30分～夕方16時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
＊夕方16時30分～深夜0時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は50人以内です。
＊深夜0時～朝8時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は50人以内です。

【　★ 上記①は直近1年の平均入院患者数　50**人**　の場合の看護要員数と配置数です。　】

② 療養病棟入院料1

入院患者数29人の療養病棟（３Ｆ）で、療養病棟入院基本料１：20対１を算定しています。
当病棟（３Ｆ）では、看護職員及び看護補助者の それぞれが1日5人以上が勤務しています。
なお、時間帯別の配置は次のとおりです。

＊朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
＊夕方16時30分～深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です。
＊深夜0時～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です。

＊朝8時30分～夕方16時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
＊夕方16時30分～深夜0時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
＊深夜0時～朝8時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は29人以内です。

【　★ 上記②は直近1年の平均入院患者数　**29人**　の場合の看護要員数と配置数です。　】

２．地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を、東北厚生局長に行っています。

【基本診療料関係】

（施設基準名称）	（受けられるサービス等）
○　初診料　機能強化加算	かかりつけ医として各種相談に応じます。
○　急性期一般入院料6	急性期医療を提供いたします。
○　地域包括ケア入院医療管理料１	急性期を経過した方の受入や在宅復帰支援。
○　療養病棟入院基本料１　20対１	慢性期医療の提供や在宅復帰支援。
○　急性期看護補助体制加算25対1（看護補助者5割以上）	看護業務を補助する事で療養環境を改善します。
○　療養病棟療養環境加算2	長期療養の方に提供する療養環境を改善します。
○　入退院支援加算1	自宅、施設等患者の入退院を支援いたします。
○　感染対策向上加算2	院内感染対策等で感染症患者の受入を行います。
○　病棟薬剤業務実施加算1	薬剤師が薬剤の有効・安全性を管理します。
○　医師事務作業補助体制加算1	医師の負担軽減等を行い診察の効率を上げます。
○　診療録管理体制加算3	適切な診療記録の管理を行い診療情報を提供。
○　データ提出加算1	医療機関の機能、役割を分析評価し活用（厚労省）
○　協力対象施設入所者入院加算	介護保険施設等患者の急変時の入院応需向上。
○　地域支援・医薬品供給対応体制加算2	先発品と同等の効果の医薬品を安価で提供。

【特掲診療料関係】

（施設基準名称）	（受けられるサービス等）
○　在宅時医学総合管理料	在宅の通院困難者への訪問診療の管理。
○　施設入居時等医学総合管理料	施設の通院困難者への訪問診療の管理。
○　脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	脳血管疾患等の患者へのリハビリ提供。
○　運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	運動器疾患の患者へのリハビリ提供。
○　呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	呼吸器疾患の患者へのリハビリ提供。
○　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	職員定着向上による安定した医療提供。
○　入院ベースアップ評価料24	職員定着向上による安定した医療提供。
○　ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	ペースメーカー移植及び交換と管理。
○　大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）	低心拍状態の心臓補助装置を装着する手術。
○　外来化学療法加算2（悪性腫瘍を除く）	注射による適用病名に対する化学療法の提供。
○　外来腫瘍化学療法診療料2	悪性腫瘍に対する化学療法の提供。
○　無菌製剤処理料	品質管理された安全な注射薬等の提供。
○　薬剤管理指導料	安全管理等が必要な薬剤に対する指導。
○　ＣＴ（マルチスライス型の器機による場合）	輪切りによる身体内部疾患の診断。
○　検体検査管理加算（Ⅱ）	検査の精度向上の管理と診断の補助
○　ニコチン依存症管理料	ニコチン依存症からの離脱の補助。
○　在宅がん医療総合診療料	末期の悪性腫瘍患者に対する医療の提供。
○　別添1の「第14の2」の1の（2）に規定する在宅療養支援病院	他医との連携による訪問診療等の提供。
○　麻酔管理料（Ⅰ）	手術時に質の高い麻酔を提供。
○　胃ろう造設の施設基準	胃婁による栄養管理。
○　胃瘻造設時嚥下機能評価加算	胃婁造設に係る嚥下機能評価を実施。

【その他の届出】

○　酸素単価　（酸単）　第15020号
○　入院時食事療法（Ⅰ）　（食）　第1172号

＊当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士により管理された食事を、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

３．特別の療養環境の提供（有料室）に関する事項（金額は全て税込）

① ○　個室　（223、225、226、227、228、307、311号室）　1日当たり　3,300円
○　2人部屋　（221、222号室）　1日当たり　2,200円

② 入院期間が180日を超える入院に関する事項（地域包括ケア病床及び療養病棟を除く）

当院では、一般病棟（２Ｆ）に入院されている患者様のうち180日を超えて入院されている長期の入院患者様に対して、特別料金として下記の料金を負担して頂いております。
ただし、厚生労働大臣が定める特別な状態にある患者様（難病患者様ほか）を除きます。
詳細につきましては、医事課又は病棟看護師長にお尋ね下さい。

180日を超える入院に係る特別料金（一般病棟：２Ｆのみ）　1日当たり2,110円

４．保険外負担に関する事項

当院は、以下の項目について、その使用量、利用回数等に応じた実費の負担（金額は全て税込）をお願いしております。詳細につきましては、医事課又は病棟看護師長にお尋ね下さい。

①　イヤホン	330円
②　付き添い寝具	230円
③　各種診断書（証明書）作成料等	
○　生命保険等請求用	5,500円
○　職場・警察等提出用	2,200円
○　障害認定等の複雑なもの	11,000円
○　各種証明書料	2,200円
○　診断書	3,300円
○　エンゼルセット	13,200円